

## 函館市私道簡易舗装整備要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不特定多数の者の通行の用に供され、市道に準ずる機能を果たしている私道について、その簡易舗装整備を市が行うことにより、地域住民の生活環境の向上および利便を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路以外の道路で、その敷地が私人の所有に属し、現に一般の通行の用に供されているものをいう。

### (対象とする私道)

第3条 市が簡易舗装整備の対象とする私道は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する私道とする。

- (1) 現に不特定多数の者の通行の用に供されていること。
- (2) 幅員がおおむね3.6メートル以上であること。
- (3) 沿線に家屋が連たんしていること。
- (4) 簡易舗装整備をすることについて、当該私道の敷地について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の同意があること。
- (5) 当該私道と接続する道路の舗装整備（簡易舗装整備を含む。）が完了していること。
- (6) 市道として路線認定することが当面困難であると認められること。
- (7) 雨水の排水施設があること。

### (申請手続等)

第4条 第3条の規定による市の簡易舗装整備を希望する町会等の代表者は、別記第1号様式の申請書および別記第2号様式の同意書を市長に提出しなければならない。この場合において、同意書の提出後、簡易舗装整備実施前に所有者等の変更があったときは、速やかに当該変更後の所有者等の同意について別記第2号様式の同意書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合においては、必要な調査を行い、内容を審査し、簡易舗装整備を実施することと決定したときは別記第3号様式の通知書により、実施しないことと決定したときは別記第4号様式の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

### (町会等の協力)

第5条 町会等は、この要綱の規定に基づき、当該町会等の申請により、市が簡易舗装整備を行った私道について、道路としての機能を損なうことのないよう協力するものとする。

2 町会等は、前項の私道のうち幅員4メートル以上のものについて市道化の推進を図るため、市に協力するように努めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 私道簡易舗装整備申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 団体の住所  
団体の名称  
代表者氏名

次の私道について簡易舗装整備を申請します。

私道の所在地 函館市 町 丁目 番 号先

### 添付書類

- 1 私道の位置図
- 2 別記第2号様式
- 3 その他市長が必要と認める書類



## 私道簡易舗装整備採択決定通知書

平成 年 月 日

様

函館市長

平成 年 月 日付けで申請のあった私道簡易舗装整備について、次のとおり実施することと決定したので通知します。

1 簡易舗装整備箇所

函館市 町 丁目 番 号先（別添図面のとおり）

- 2 A（今年度実施する場合） 今年度中に実施します。なお、施工時期は後日連絡します。
- B（来年度以降に実施する場合） 来年度以降に実施します。実施年度が決まり次第連絡します。なお、来年度以降の再申請の必要はありません。

3 簡易舗装整備後は、次の条件を遵守してください。

- (1) 簡易舗装整備に伴う土地所有者等からの苦情については、申請者の責任において処理するものとする。
- (2) 工事完了後1年間は、簡易舗装整備をした道路の掘削は、行わないものとする。
- (3) 一般市民の通行に支障の生じないよう市に協力するものとする。

## 私道簡易舗装整備不採択決定通知書

平成 年 月 日

様

函館市長

平成 年 月 日付けで申請のあった函館市 町 丁目 番  
号先所在の私道簡易舗装整備については、次の理由により実施出来ないことと決定したので通知します。

理由